

## 土木交通部関係の平成25年台風18号災害に関する復旧状況等

(1) 被災箇所の状況(平成26年6月末現在の復旧状況)

- ・ 県管理の河川・砂防施設：緊急を要する箇所の応急復旧は完了
- ・ 県管理道路における通行止：1路線(市場野田鴨線、復旧工事は10月完了予定)

(2) 災害復旧工事の状況(平成26年6月末現在)

(公共土木施設災害復旧事業)

区分		災害復旧 工事全体	着手済		着手率	完了率
				うち完了		
河川	箇所数 (箇所)	155	145	12	93.5%	7.7%
	事業費 (百万円)	4,469	3,635	114	81.3%	2.5%
砂防	箇所数 (箇所)	8	7	1	87.5%	12.5%
	事業費 (百万円)	145	129	9	89.0%	6.2%
道路	箇所数 (箇所)	30	26	2	86.7%	6.7%
	事業費 (百万円)	724	462	29	63.8%	4.0%
合計	箇所数 (箇所)	193	178	15	92.2%	7.8%
	事業費 (百万円)	5,338	4,226	152	79.2%	2.8%

【主な箇所の復旧状況】

◆河川

・鴨川(高島市宮野他)

災害助成事業(L=3.2km, C=19億円)は今年度用地買収に着手し、引き続き護岸工事着手、平成28年度完成を目標としている

・金勝川(栗東市目川)

破堤箇所(L=110m)の災害復旧工事を8月末の完成を目指し実施中

金勝川の天井川解消に向けた河川改修事業(L=1.8km, C=55億円)はL=0.3kmが完成しており、引き続き進捗を図る

◆砂防

・滝川(大津市北小松・土石流)

1/31までに下流河川に流出した土砂14,700m<sup>3</sup>、流木138tを撤去済

上流の堰堤等に堆積した土砂11,000m<sup>3</sup>、流木120tの撤去と、砂防施設の災害復旧工事(護岸工L=89.5m)を10月までの予定で実施中

◆道路

・大津信楽線（大津市上田上牧町）

大型ブロック積（L=134m、32m）による本復旧工事（130百万円、40百万円）は漁期との調整で8月に契約予定

◆公共交通機関

被害施設	被害の状況	平成26年6月末の復旧状況	今後の復旧予定
信楽高原鐵道	杣川橋梁の橋脚流失(1基)および橋桁崩壊(2連)	甲賀市が流失橋脚を撤去し、橋脚の新設工事を施工中。	・11月に杣川橋梁の原形復旧工事および法面復旧等の土木工事を完了予定
	《貴生川駅～紫香楽宮跡駅間》 25か所で法面崩壊や土砂流入	甲賀市が法面復旧、土砂撤去等の土木工事を施工中。約60%が完了。	・12月の上旬に運行が再開される予定。

(3) 昨年の災害を教訓とした取り組み

【国との連携の強化】

・災害対策現地情報連絡員（リエゾン）

被災直後に近畿地方整備局より3名の派遣を受け、国と県で、道路などの公共土木施設の被害情報などについての情報共有や応急対応等に対する助言を受けるなどの連携を行った。

今後この制度を活用し密接な連携を図る。

・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）

被災後に、高島市や大津市の被害調査や、破堤した金勝川の堤防復旧に関する技術指導のため近畿地方整備局や北陸地方整備局より延べ157名・日の派遣を受けた。

今後この制度の積極的な活用をはかるため、国との連携を図る。

【河川防災カメラの設置】

25年度から、河川の流量増加の状況を監視するとともに住民の避難判断の情報にも活用できる河川防災カメラの設置を進めており、現在、7河川8箇所の映像を県ホームページで閲覧できる。

今年度も5河川5箇所での整備を予定しており、27年度以降は破堤した時に甚大な被害の恐れがあるトランク河川や地先の安全度マップによる水害リスク等を勘案しながら計画的な整備を予定している。

【今後の堤防管理に関する技術検討会の設置】

昨年の災害では河川堤防の決壊や堤防裏法面の崩落等が発生したことから、専門家の意見を聴き、原因の検討を通じた今後の堤防管理や再度災害防止を図るため、「今後の堤防管理に関する技術検討会」（構成員は京都大学教授2名、国の研究機関2名）を本年1月に設置した。

これまでに2回の検討会を開催しており、今後さらに2回の検討会を経て、年内を目途にとりまとめを行う予定である。

## 【建設業協会との災害応援協定の強化】

### ・県と建設業協会との協定

昨年の災害では、平成8年に滋賀県と滋賀県建設業協会とが締結した「災害時における応急救援活動への応援に関する協定」に基づき、災害対策本部長である知事からの応援要請により支援活動が行われた。

今後も適切な連携による応急活動を図る。

### ・土木事務所及び支所と建設業協会支部との協定

県と建設業協会の協定は災害対策本部からの要請が必要であるが、局地的な災害に対しても対応ができるよう、土木事務所及び支所と建設業協会の支部との「災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動への応援協力に関する協定」を新たに3月に締結した。

これにより、土木事務所長および支所長からの応援要請による、より機動的で地域に密着した応急活動を行うことができる体制となった。

## 【執行体制の強化】

### ・土木技術職員の派遣

被害の多かった大津、南部、高島の3土木事務所に、土木交通部以外の所属を含む他の所属から土木技術職員を派遣し、応急復旧工事や災害復旧工事の発注の応援を行った。(25年度実績：最大14名) 26年度も引き続き大津、東近江、高島の3土木事務所に土木交通部本課から5名の応援を派遣している。

今後も、このような機動的な対応を行う。

### ・関西広域連合からの応援

昨年11月から関西広域連合より高島土木に土木技術職員2名(大阪府、神戸市)の応援を受けている。26年度も2名(大阪府、神戸市)の応援を継続して受けている。

今後も関西広域連合との連携を図る。

### ・建設技術センターへの積算委託の活用

今後も適切な災害対応が行えるよう、建設技術センターへの積算委託を活用する。